

広島県教育委員会規則第三号

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年三月二十四日

広島県教育委員会

教育長 平川理恵

広島県立高等学校通信教育に関する規則の一部を改正する規則

広島県立高等学校通信教育に関する規則（昭和三十二年広島県教育委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(通信教育連携協力施設)</p> <p>第三条 実施校の行う通信教育について当該実施校に連携協力させる施設（以下「通信教育連携協力施設」という。）は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する。</p> <p>2 通信教育連携協力施設は、別に教育委員会の定めるところにより、当該実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。</p> <p>3 高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）第四条第二項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員は、別に教育委員会が定める。</p> <p>(学習指導)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 面接指導は、各教科・科目等について、実施校及び通信教育連携協力施設において生徒と面接して指導するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(賠償)</p> <p>第三十四条 校長は、面接指導のために実施校又は通信教育連携協力施設を利用する場合において、生徒がその施設又は物品をき損し、又は紛失したときは、その状況によつて現品又はその代償の全部又は一部を賠償させることができる。</p>	<p>(協力校)</p> <p>第三条 実施校の行う通信教育について当該実施校に協力させる高等学校（以下「協力校」という。）は、別に広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定する。</p> <p>2 協力校は、別に教育委員会の定めるところにより、当該実施校の行う通信教育の一部を担当するものとする。</p> <p>(地域学習会場)</p> <p>第三条の二 実施校の行う通信教育のうち、面接指導については、別に教育委員会が指定する地域学習会場において行うことができる。</p> <p>(学習指導)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 面接指導は、各教科・科目等について、実施校、協力校及び地域学習会場において生徒と面接して指導するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(賠償)</p> <p>第三十四条 校長は、面接指導のために実施校又は協力校を利用する場合において、生徒がその施設又は物品をき損し、又は紛失したときは、その状況によつて現品又はその代償の全部又は一部を賠償させることができる。</p>

この教育委員会規則は、令和四年四月一日から施行する。